

熊取町広告付き庁舎案内板等設置業務仕様書

1 募集内容

(1) 業務名称

熊取町広告付き庁舎案内板等設置業務

(2) 設置場所 下表の2箇所

	A 役場庁舎案内板	B JR 熊取駅東西自由通路壁面案内板
所在地	泉南郡熊取町野田一丁目1番1号番地内	泉南郡熊取町大久保中一丁目404番地13他地内
場 所	熊取町役場 本館1階 風除室	JR熊取駅東西自由通路壁面の一部

(3) 業務内容

熊取町役場周辺案内地図及び全域図の案内板を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、業務期間満了の1ヶ月前までに、本町及び設置事業者の双方から特段の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件で、更に1年更新するものとする。なお、更新については、当初業務開始年から令和13年3月31日までとする。

また、業務期間内において、改修工事等で設置期間又は設置場所を変更する必要がある場合は、本町と設置業者が協議の上、設置場所を決定する。

(5) 設備本体

	A 役場庁舎案内板	B JR 熊取駅東西自由通路壁面案内板
①サイズ	縦2,200mm×横2,100mm×奥行最大400mm程度 ※サイズについては、基本となる形状の参考値として示したもの	縦1,400mm×横2,000mm×奥行90mm 程度
②材質	電気亜鉛メッキ鋼板（t1.5以上）加工、メタリック焼付塗装と同定度の仕様を施す。 地図と広告部分は、インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。	
③デザイン及び色調	色覚障がいのある人に配慮した配色等でデザインすること。また、設置場所が公共施設であることを十分に考慮し、施設にふさわしいものとなるように配慮すること。本体枠の角が鋭利とならないように加工すること。	
④その他	庁舎施設に負担のない方法で固定し、地震等でも容易に転倒等しないように設置すること。また、撤去の際は原状復帰すること。	基本的に既存の「熊取町全域図 施設案内」の設置形態を踏襲したものとする。また、業務完了後は、現状復帰すること。
	照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源のオン／オフも容易にできるようにすること。また、電気料金については設置事業者の負担とすること。	

	A 役場庁舎案内板	B JR 熊取駅東西自由通路壁面案内板
(6) 周辺案内地図	2 回目以降の更新時期は 4 月とする。ただし、4 月以外の時期に機構改革等で部署や公共施設等が新設・変更・移転し、本町が貼り替えの必要があると認める場合については、本町と設置事業者が協議の上、行うものとする。	
	①地図は本体内に収まり、町内全域及び熊取町役場周辺地図の構成とすること。 ②国土地理院の 2500 分の 1 の地図をベースに作成すること。 ③公共施設・災害時の避難場所等本町が指定する地点を分かりやすく表示すること。 ④地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。	①本町より提供する地図（イラストレーターにて作成）をベースにデザイン等に関して町と協議の上、作成すること。 ②地図上に、地図のデザインや見やすさを損なわない範囲で、所在する広告主の表示を行うことができる。
(7) 広告枠	①広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・所在・電話番号等）地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。 ②本体内で収まる大きさで作成し、1 枠が極端に大きくならないようにすること。	
(8) その他	①製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。 ②破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1 年に 1 度は周辺地図全体を張り替えること。ただし、本町が張り替える必要がないと認めた場合はその限りでない。 ③地図上の広告主の表示や広告枠の掲載内容については、事前に見本を本町担当者へ提出し、承認を得ること。 ④「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、熊取町が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。	

2 支払い条件

本町が発行する納入通知書により、期日までに広告料のほか、必要に応じて電気料金及び行政財産目的外使用料を支払うこと。支払われた広告料等は原則として返還しないこととする。ただし、本町の責に帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

3 その他

- ①この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は熊取町広告付き庁舎案内板等設置事業に関する要領によるものとする。
- ②熊取町の信頼・品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- ③この仕様書に明記されていない細部の事項については、本町の指示に従うものとする。
- ④業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

A（庁舎案内板）

に関する問い合わせ先
 熊取町総務部総務課
 総務・契約検査グループ
 泉南郡熊取町野田一丁目 1 番 1 号
 電話 072-452-1001

B（JR 熊取駅東西自由通路壁面）

に関する問い合わせ先
 熊取町総合政策部広報戦略
 広報戦略・秘書グループ
 泉南郡熊取町野田一丁目 1 番 1 号
 電話 072-452-9019